

松江市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市宿泊税条例（令和7年松江市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）及び条例において使用する用語の意義の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する額

(課税免除)

第4条 条例第5条第1号の規則で定める学校行事とは、幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく行事に該当するものをいう。

2 条例第5条の規定により宿泊税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除の対象となる行事の名称、宿泊日等を証するものを宿泊する宿泊施設に提出しなければならない。

(減免)

第5条 条例第7条の規定による宿泊税の減免は、宿泊施設に宿泊しようとする者の申請に基づいて行う。

2 前項のほか、宿泊税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第6条 市長は、条例第9条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により通知する。

(申告納入の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は宿泊税納入申告書(様式第2号)及び宿泊税納入書(様式第3号)により行うものとする。

2 宿泊税の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(申告期限の特例の要件等)

第8条 条例第10条第2項の申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 申請日(次項の申請書を提出する日をいう。以下同じ。)において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

(2) 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が120万円以下であること。

(3) 条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(4) 申請日前1年間に於いて、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(5) 申請日前1年間に於いて、特別徴収義務者が市税に係る徴収金を滞納していないこと。

(6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第10条第2項の規定の適用を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、条例第10条第3項の規定により承認を取り消したときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書(様式第6号)により当該取消しに係る特別徴収義務者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の登録の申請等)

第9条 条例第11条第1項又は第2項の規定による登録の申請は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第11条第4項の規定による登録の通知は、宿泊税特別徴収義務者登録通知書(様式第8号)により行うものとする。

- 3 条例第 11 条第 5 項の証票は、宿泊税特別徴収義務者証（様式第 9 号）とする。
- 4 前項の証票の交付を受けた者がその証票を紛失し、汚損し、又は破損したときは、宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書（様式第 10 号）に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した証票を添えて、速やかに市長に申請するものとする。
- 5 条例第 11 条第 8 項の規定による変更の申請は、宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（様式第 11 号）により行うものとする。
- 6 条例第 11 条第 9 項から第 11 項までの規定による休止、再開又は廃止の申告は、宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書（様式第 12 号）により行うものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第 10 条 条例第 12 条第 1 項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第 13 号）に、その理由を証明する書類を添えて行うものとする。

- 2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除に関する通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人申告・承認申請書（様式第 15 号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書（様式第 16 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 条例第 13 条第 2 項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第 17 号）により行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書（様式第 18 号）により申請者に通知するものとする。

（更正の請求）

第 12 条 法第 20 条の 9 の 3 第 3 項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書（様式第 19 号）とする。

（賦課徴収）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第3項の規定により行う条例第9条第2項の規定による指定、条例第11条第4項の規定による登録及び通知並びに同条第5項に規定する交付、条例第13条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第6条、第9条及び第11条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から令和8年11月30日までの間における第8条第1項の規定の適用については、同項第1号中「提出する日」とあるのは「提出する日（令和8年3月1日から令和8年11月30日までの日に限る。）」と、「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「宿泊施設の営業を開始した日」と、同項第2号中「1年」とあるのは「3月」と、「120万円」とあるのは「30万円」とする。

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

松江市宿泊税条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
	営業種別	
指定の理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、松江市宿泊税条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	電話番号		宿泊施設番号	

年 月分	区 分		宿泊数	税 率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	泊	200 円	円
	課税対象外		泊		

※ 年 月分	区 分		宿泊数	税 率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	泊	200 円	円
	課税対象外		泊		

※ 年 月分	区 分		宿泊数	税 率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	泊	200 円	円
	課税対象外		泊		

納入すべき金額 合計	円
------------	---

備考

- 1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付してください。
- 2 納入すべき金額が 0 円の場合でも申告書の提出が必要です。
- 3 ※印の表は納期特例の場合のみ使用してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

島根県松江市						宿泊税領収証書									
市区町村コード															
3	2	2	0	1	6										

口 座 番 号				加 入 者 名											
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)様															
宿泊施設名等															
業務 コード	帳票 コード	年度	年度分	通 知 書 番 号											
申 告 期 間								区 分							
年 月宿泊分 (から 年 月宿泊分まで)								申 更 決 告 正 定							
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
税 額															
延滞金															
合計額															
納期限		年 月 日		領 収 日 付 印											
上記のとおり領収しました。															
◎この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。															

(納入者保管)

島根県松江市						宿泊税納入書									
市区町村コード															
3	2	2	0	1	6										

口 座 番 号				加 入 者 名											
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)様															
宿泊施設名等															
業務 コード	帳票 コード	年度	年度分	通 知 書 番 号											
申 告 期 間								区 分							
年 月宿泊分 (から 年 月宿泊分まで)								申 更 決 告 正 定							
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
税 額															
延滞金															
合計額															
納期限		年 月 日		領 収 日 付 印											
日 計		口 円													
上記のとおり納入します。															

(金融機関保管)

島根県松江市						宿泊税納入済通知書									
市区町村コード															
3	2	2	0	1	6										

口 座 番 号				加 入 者 名											
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)様															
宿泊施設名等															
業務 コード	帳票 コード	年度	年度分	通 知 書 番 号											
申 告 期 間								区 分							
年 月宿泊分 (から 年 月宿泊分まで)								申 更 決 告 正 定							
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
税 額															
延滞金															
合計額															
納期限		年 月 日		領 収 日 付 印											
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)															
上記のとおり通知します。															

(松江市保管)

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税納入期限等特例承認申請書

宿泊税の納入申告書の提出及び納入の期限に係る特例の承認について、松江市宿泊税
条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業開始日	年 月 日	宿泊施設番号	
特別徴収義務者登録日		年 月 日		
申請日の1年前の日の属する 月から申請日の前月までの宿 泊税の納入すべき金額		円		
松江市宿泊税条例第10条第3 項の規定による承認の取消し の有無		有（ 年 月 日取消し） ・ 無		
宿泊税に係る過少申告加算 金、不申告加算金又は重加算 金の決定の有無		有（ 年 月 日決定） ・ 無		

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書

松江市宿泊税条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入期限等の特例承認について、承認・不承認を決定したので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
	宿泊施設番号	
	特例適用開始	
不承認の理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税納入期限等特例承認取消通知書

松江市宿泊税条例第10条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入期限等の特例承認を取り消したので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
	宿泊施設番号	
特例承認取消開始月		
特例承認取消理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）
個人番号
（法人番号）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

宿泊税の特別徴収義務者としての登録について、松江市宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地	電 話 番 号		
	名 称			
	施設の概要	客室数 室	収容定員 名	延べ床面積 m ²
	経 営 開 始 （予定）日	年 月 日		
旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法 の届出	住 所 （所在地）			
	氏 名 （名 称）			
	営業種別			
	許可番号 （届出番号）			
施設所有者	住 所 （所在地）	電 話 番 号		
	氏 名 （名 称）			
共同経営者	住 所 （所在地）	電 話 番 号		
	氏 名 （名 称）			
書類送付先	住 所 （所在地）	電 話 番 号		
	氏 名 （名 称）			
備 考				

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税特別徴収義務者登録通知書

松江市宿泊税条例第11条第4項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者として登録したので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	登 録 日	年 月 日		
宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営 業 種 別		宿泊施設番号	
備 考				

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

宿泊税特別徴収義務者証

松江市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

松江市長 氏名 印

宿泊施設名

宿泊施設所在地

宿泊施設番号

Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Matsue City Goverment
Accommodation Tax Ordinance

Mayor of Matsue City

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書

宿泊税特別徴収義務者証の再交付について、松江市宿泊税条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業種別		宿泊施設番号	
再交付を申請する理由				

備考 紛失したことを証するに足る文書又は汚損若しくは破損した証票を添付してください。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

宿泊税の特別徴収義務者の登録事項の変更について、松江市宿泊税条例第11条第8項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業種別		宿泊施設番号	
変更日		年 月 日		
変更の内容				

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書

宿泊施設の経営の休止、再開又は廃止について、松江市宿泊税条例第11条の規定により、次のとおり申告します。

申告区分		休止 ・ 再開 ・ 廃止		
宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業種別		宿泊施設番号	
休止期間		年 月 日から 年 月 日まで		
再開又は廃止の日		年 月 日		
休止、再開又は廃止の理由				

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税還付・納入義務免除申請書

宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、松江市宿泊税
条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分		還付 ・ 納入義務の免除		
宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業種別		宿泊施設番号	
還付・納入義務の免除を受けようとする年月分		年 月 宿泊分		
当該年月分における宿泊数		泊		
当該年月分における税額		円		
還付・納入義務の免除を受けようとする税額		円		
申請の理由				

備考 還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税還付・納入義務免除に関する通知書

松江市宿泊税条例第12条第1項の規定により申請のあった宿泊税額に相当する額の還付・納入義務の免除について、次のとおり決定したので同条第3項の規定により通知します。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
申請日			申請区分	還付・納入義務の免除
還付・納入義務の免除申請のあった年月分			年 月 宿泊分	
還付・納入義務免除申請税額			円	
還付・納入義務を免除する税額			円	
当該決定額に係る宿泊数			泊	
主文	上記のとおり還付・免除 します。 できません。			
申請どおり認め ない理由				

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）
個人番号
（法人番号）

宿泊税納税管理人申告・承認申請書

宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、松江市宿泊税条例第13条第1項の規定により、次のとおり申告・承認申請します。

区 分	新納税管理人		旧納税管理人
住 所 （所在地）			
氏 名 （名 称）			
電話番号			
宿泊施設	所在地		
	名 称		
	宿泊施設番号		
承認申請理由			

様

松江市長 氏名 印

宿泊税納税管理人承認・不承認通知書

松江市宿泊税条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり宿泊税納税管理人として承認・不承認を決定したので通知します。

特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所在地	
	名称	
	宿泊施設番号	
申請のあった 納税管理人	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
不承認の理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税納税管理人選任免除認定申請書

宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、松江市宿泊税条例第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請の理由	
備 考	

年 月 日

様

松江市長 氏名 印

宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書

松江市宿泊税条例第13条第2項の規定により、次のとおり宿泊税納税管理人選任の免除申請について、認定・不認定を決定したので通知します。

特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所在地	
	名称	
	宿泊施設番号	
不認定の理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名 称）

宿泊税更正請求書

宿泊税の更正について、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり請求します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営業種別		宿泊施設番号	
更正の請求の対象		年 月 宿泊分		
		更正の請求前	更正の請求後	
宿泊数及び税額		泊×200円 円	泊×200円 円	
地方税法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合		法定納期限	年 月 日	
地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	年 月 日	
		第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日	
		第3号の理由の生じた日	年 月 日	
更正の請求をする理由 その他参考となる事項				